



平成 21 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 ホウライ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西山 茂
(JASDAQ・コード 9679)
問 合 せ 先
役 職 専務取締役兼専務執行役員
総合企画部長
氏 名 吉森 俊和
電 話 番 号 03-3546-2921

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 11 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 12 月 18 日開催予定の第 126 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式が一斉に振替制度に移行され、いわゆる株券の電子化が実施されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除および、その他所要の変更を行うものであります。
- (2)本変更に係る経過的な措置を定めるために、附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行 <u>する。</u>	(削 除)
(自己の株式の取得) 第 8 条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>单元株式数及び单元未満株券の不発行</u>) 第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(单元株式数) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(单元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) (条文省略)</p>	<p>(单元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第12条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(附則) (新 設)</p>	<p>(附則) 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 <u>本附則第1条及び第2条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)
定款変更の効力発生日(予定)

平成21年12月18日(金曜日)
平成21年12月18日(金曜日)

以 上